

秋田市告示第268号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定し、廃止し、および変更したので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和8年8月26日

秋田市長 沼 谷 純

1 指定

事業所名称	所在地	指定年月日
社会福祉法人松寿会特定施設入居者生活介護養護老人ホーム松寿園	秋田市浜田字陳ヶ原15番地5	令和8年7月1日
ショートステイもみの樹	秋田市茨島二丁目15番70号	令和8年8月1日

2 廃止

事業所名称	所在地	廃止年月日
在宅介護サービスステーションたんぽぽ広面	秋田市広面字蓮沼20番地1 パール広面ハイツ1F	令和8年7月31日
デイサービス拓稜	秋田市土崎港南二丁目4番40号	令和8年6月30日
スマート・ケアプランセンター	秋田市手形新栄町4番1号	令和8年7月26日

3 変更

事業所名称	所在地		変更年月日
桜の香りケアプラン	旧	秋田市泉南三丁目20番19号AMY泉南A	令和8年8月3日
	新	秋田市牛島西三丁目4番16号	